

労働安全衛生規則の一部を改正する省令について

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会

労働安全衛生規則の一部を改正する省令が平成25年4月12日に公布されました。

今回の改正省令で、当協会関連事項の要旨を以下に示します。

特定自主検査の対象となる解体用機械としてブレーカに加えて「鉄骨切断機」「コンクリート圧碎機」「解体用つかみ機」が追加されました。

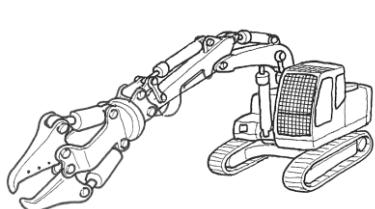
追加された解体用機械等に係る特定自主検査者の資格については、従来の「整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械」の検査資格を有する者は、特定自主検査が実施できます。

なお、より適切な検査が実施されるために、当協会では、有資格者に対する追加機種に係る実務研修「解体用機械(追加規制)コース」の開催を予定しております。受講については今後、協会HP、各支部等を通じてご案内いたします。

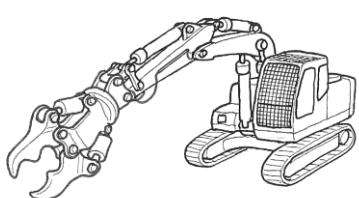
1. 改正対象機械

解体用機械として追加された「鉄骨切断機」、「コンクリート圧碎機」、「解体用つかみ機」の3種類の機械は下図のとおりです。

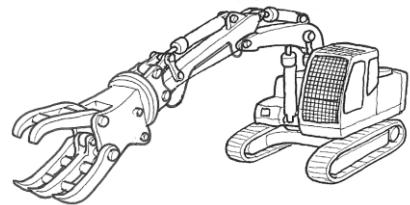
① 鉄骨切断機



② コンクリート圧碎機



③ 解体用つかみ機



2. 改正省令等の公布及び施行期日等

(1) 省令公布 平成25年4月12日

施行期日 平成25年7月 1日

(2) 告示公布 平成25年4月12日

適用期日 平成25年7月 1日

3. 改正条文(当協会に関連するもの)

厚生労働省令第58号 労働安全衛生規則の一部を改正する省令

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第27条第1項、第61条第1項及び第113条並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第7第6号2の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を制定しました。

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月12日

厚生労働大臣 田村 憲久

省令改正後の関係条文は次の通りです。(太字部分は新設または改正された部分)

【労働安全衛生規則】

第1款 総則

(定義等)

第151条の175 この節において解体用機械とは、令別表第7第6号の掲げる機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。

2 令別表第7第6号2の厚生労働省令で定める機械は、次のとおりとする。

- 1 鉄骨切断機
- 2 コンクリート圧碎機
- 3 解体用つかみ機

第1款の2 構造

(ヘッドガード)

第153条 事業者は、岩石の落下等により労働者に機関が生ずるおそれのある場所で車両系建設機械(ブル・ドーザー、トラクター・ショベル、ずり積機、パワー・ショベル、ドラグ・ショベル及び**解体用機械**に限る。)を使用するときは、当該車両系建設機械に堅固なヘッドガードを備えなければならない。

(転落等の防止等)

第157条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させなければならない。

3 前項の車両系建設機械の運転者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならぬ。

第157条の2 事業者は、路肩、傾斜地等であって、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。

(修理等)

第165条 事業者は、車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着又は取り外しの作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の措置を講じさせなければならない。

1 (略)

2 次条第1項に規定する安全支柱、安全ブロック等及び第166条の2第1項に規定する架台の使用状況を監視すること。

(アタッチメントの倒壊等による危険の防止)

第166条の2 事業者は、車両系建設機械のアタッチメントの装着又は取り外しの作業を行うときはアタッチメントが転倒すること等による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に架台を使用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の架台を使用しなければならない。

(アタッチメントの装着の制限)

第166条の3 事業者は、車両系建設機械にその構造上定められた重量を超えるアタッチメントを装着してはならない。

(アタッチメントの重量の表示)

第166条の4 事業者は、車両系建設機械のアタッチメントを取り替えたときは、運転者の見やすい位置にアタッチメントの重量（バケット、ジッパー等を装着したときは、当該バケット、ジッパー等の容量又は最大積載重量を含む。以下この条において同じ。）を表示し、又は当該車両系建設機械に運転者がアタッチメントの重量を容易に確認できる書面を備え付けなければならない。

第3款 定期自主検査等

第168条 事業者は、車両系建設機械については、1月以内ごとに1回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1月を超える期間使用しない車両系建設機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。

1～3 (略)

4 第171条の4の特定解体用機械にあっては、逆止め弁、警報装置等の異常の有無
2 事業者は、前項ただし書きの車両系建設機械については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

第5款 解体用機械

(使用の禁止)

第171条の4 事業者は、路肩、傾斜地等であって、ブーム及びアームの長さの合計が12メートル以上である解体用機械（以下この条件において「特定解体用機械」という。）の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのある場所においては、特定解体用機械を用いて作業を行ってはならない。ただし、当該場所において、地形、地質の状態等に応じた当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

第171条の5 事業者は、物体の飛来等により運転者に危険が生ずるおそれのあるときは、運転室を有しない解体用機械を用いて作業を行ってはならない。ただし、物体の飛来等の状況に応じた当該危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(立入禁止等)

第171条の6 事業者は、解体用機械を用いて作業を行うときは、次の措置（令第6条第15号の2、第15号の3及び第15号の5の作業にあっては、第2号の措置を除く。）を講じなければならない。

1 物体の飛来等により労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に運転者以外の労働者を立ち入らせないこと。

2 (略)

附則

(施行期日)

第1条 この省令は、(略) 平成25年7月1日から施行する。

(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械に関する経過措置)

第2条 この省令による改正後の労働安全衛生規則（次条において「新安衛則」という。）

第151条の84第2項に掲げる機械であって、平成25年7月1日において現に製造しているもの又は現に存するものについては、労働安全衛生法（次条において法といふ。）第42条の規定は、適用しない。

(就業制限に関する経過措置)

第3条 事業者は、新安衛則第151条の84第2項に掲げる機械の運転業務については、新安衛則第41条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を当該業務に就かせることができる。この場合においては、その者については、法第61条第2項の規定は、適用しない。

1. (略)

2. (略)

第4条～第5条 (略)